

○飛驒市自主防災組織活動支援補助金交付要綱

平成19年 5月22日

告示第82号

改正 平成28年 7月29日告示第110号

令和 3年 3月26日告示第128号

令和 4年 5月20日告示第197号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民が自主的に地域の防災対策を確立するための組織活動を支援することにより、地域の防災力を強化することを目的として、予算の範囲内において飛驒市自主防災組織活動支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、飛驒市補助金交付規則(平成16年飛驒市規則第43号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自主防災組織 原則として、飛驒市行政区等設置条例(平成16年飛驒市条例第12号)に定める行政区等又は行政区等が組織する自主防災組織を単位とし、市民が自主的に当該地域の防災対策を確立するため、次に掲げる防災活動を行う団体をいう。

- ア 防災に関する意識の高揚及び防災知識の普及
- イ 地震等の災害に対する予防
- ウ 防災訓練及び防災教室等の開催
- エ その他自主防災組織の目的を達成するために必要な事項

(2) 防災資機材 自主防災組織が、防災活動を行ううえで使用する別表第1に掲げるものをいう。

(3) 防災訓練 自主防災組織が、災害の発生に備えて実施する訓練で、次に掲げる個別訓練のうち3以上の個別訓練について実施するものをいう。

- ア 情報収集・伝達訓練
- イ 初期消火訓練
- ウ 救出・救護訓練

エ 避難誘導訓練

オ 炊き出し・給水訓練

カ その他の訓練

(4) 地区避難計画書 自然災害からの逃げ遅れの回避や身近な避難場所の確保のため、住民が主体となって作成する計画書をいう。

(補助対象及び補助金額)

第3条 補助の対象となる事業及び補助金の額は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数全額を切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、自主防災組織に対し防災資機材の購入、防災訓練の実施及び地区避難計画書の作成について、それぞれ年1回限りとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織(以下「申請者」という。)は、飛騨市自主防災組織防災資機材購入補助金交付申請書(様式第1号)、飛騨市自主防災組織防災訓練実施補助金交付申請書(様式第2号)又は飛騨市自主防災組織地区避難計画書作成補助金交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付・却下決定)

第5条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、飛騨市自主防災組織(防災資機材購入・防災訓練実施・地区避難計画書作成)補助金交付(決定・却下)通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告及び交付請求)

第6条 申請者は、補助金の交付に係る事業が完了した場合には、速やかに飛騨市自主防災組織防災資機材購入補助金実績報告書(様式第5号)、飛騨市自主防災組織防災訓練実施補助金実績報告書(様式第6号)及び飛騨市自主防災組織地区避難計画書作成補助金実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定により提出された書類を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その額を申請者に対し補助金交付額確定通知書(規則様式第7号)により通知するものとする。

3 申請者は、前項の規定による通知を受けたときは、飛騨市自主防災組織(防災資

機材購入・防災訓練実施・地区避難計画書作成)補助金交付請求書(様式第8号)
を市長に提出し、市長はその請求額を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた申請者が、次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

(検査)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対して事業の内容について報告させ、又は検査を行うことができる。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年5月22日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成28年7月29日告示第110号)

この告示は、平成28年7月29日から施行する。

附 則(令和3年3月26日告示第128号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月20日告示第197号)

この告示は、令和4年5月20日から施行し、改正後の飛騨市自主防災組織活動支援補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

別表第1(第2条関係)

区分		品目
防 災 資	本部運営用	作業服、ヘルメット、腕章、帽子、テント、発電機、投光機、コードリール等
	情報収集用	トランシーバー、携帯用ラジオ等

機 材	消火用	消火器、バケツ、防火衣、可搬式動力ポンプ、ホース等
	救出救護用	はしご、のこぎり、ハンマー、バール、掛矢、スコップ、つるはし、リヤカー、ジャッキ、ロープ、担架、救急セット、毛布等
	炊き出し、給水用	鍋、釜、携帯コンロ、ポリタンク、浄水機等
	避難誘導用	避難誘導旗、メガホン、強力ライト等
	その他	市長が特に必要と認めたもの

別表第2(第3条関係)

区分	対象経費	補助金の額
防災資機材の購入	自主防災組織が防災資機材を購入する経費	事業費の1/3以内で150,000円を限度とする。
防災訓練の実施	自主防災組織が行う訓練等に要する経費	事業費の1/2以内で、50,000円を限度とする。
地区避難計画書の作成	自主防災組織が地区避難計画書の作成に要する経費	事業費の1/2以内で、50,000円を限度とする。